

外部評価委員会の評価方針

1 令和 8（2026）年度の進め方

外部評価委員会が設定する重点テーマに基づき選定する事業を評価の対象とします。
当該テーマに関連する計画事業と経常事業の評価を踏まえて、テーマ別評価を行います。

なお、計画事業については、令和 7 年度の取組・評価に加え、令和 8 年度の取組内容も踏まえて評価します。

2 評価の進め方

(1) 内部評価等の確認 <個人作業>

内部評価シート（テーマ別評価シート、計画事業評価シート、経常事業評価シート）
及び関係資料を基に、評価対象事業の内容及び内部評価結果について確認します。

(2) ヒアリング等の実施 <部会>

① 勉強会（論点整理等）

評価対象の事業について学習及び論点整理を行い、ヒアリングの際の質問を
取りまとめます。

② ヒアリング

評価対象の事業について、ヒアリングを実施します。

①で取りまとめた質問を基に、所管課長等と質疑応答を行います。

③ 現地視察

部会ごとに必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向き、
現地視察を行います。

④ 文書質問等

ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問等を行います。

(3) 個人としての評価 <個人作業>

上記 2（1）（2）を踏まえ、外部評価チェックシートを用いて、個人としての評価
（区が実施した内部評価を踏まえての評価）を行います。

評価の理由や意見については、趣旨を明確に、分かりやすく記入します。

評価については、必ず評価の理由を記入します。

それ以外の項目については、意見がある場合に記入します。

(4) 部会としての評価 <部会>

個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価をまとめます。

(5) 委員会としての評価 <全体会>

部会としての評価を基に委員会全体で審議し、委員会としての評価をまとめます。
その後、評価結果を区長に報告します。

3 評価の視点

(1) テーマ別評価

「評価対象選定の考え方」をベースに、対象事業の取組状況や共通する事象・課題等、テーマに関する広い視点での評価を行う。

(2) 事業評価（計画事業、経常事業）

原則は、前年度の事業の取組状況に対し、実績等を踏まえたうえで評価を行う。

計画事業のうち、中長期的な視点が必要な事業（※）については所管課からの資料をもとに議論する。

※ 事業内容を確認する「勉強会」の際に、中長期的な視点が必要と認められた事業については、変遷や経過についての説明資料を事務局が用意し、資料提供する。

当該資料を基に所管課へのヒアリング及び部会での議論を行い、必要に応じて中長期的な視点からの意見を取りまとめる。

4 評価に当たっての留意事項（外部評価三原則）

(1) 外部評価に当たって

内部評価を踏まえ、区民の視点（生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点など）に立って評価を行います。
事業の要・不要について評価を行うものではありません。

(2) 評価の理由や意見を明確にする

行政評価の目的の一つに「説明責任を果たすこと」があります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにします。

(3) 責任と思いやりを持つ

委員会は原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になることを意識し、責任を持った発言をします。

また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。しかし、これまで委員会では、十分な議論の下、全体の合意を得た一つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受け止め、尊重し、互いに協力して全体としての一つの結論を作り上げることが大切です。

お互いを思いやった有益な「意見のキャッチボール」を行います。